

## 【揭示事項】

2026. 7. 1～

### ○施設基準について

当診療所では、次の施設基準について北海道厚生局へ届け出を行っています。

1. 基本診療料の施設基準等に係る届出  
◇外来感染対策向上加算 ◇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5及び（Ⅱ5）の注5  
◇情報通信機器を用いた診療に係る基準 ◇電子的診療情報連携体制整備加算3
2. 特掲診療料の施設基準等に係る届出  
◇がん患者指導管理料 ◇CT撮影及びMRI撮影に関する届出
3. その他の届出  
◇酸素の購入価格に関する届出

### ○個別診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当診療所では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目（薬剤、検査名称など）のわかる明細書を発行します。発行を希望されない方は、受付窓口にご旨お申し出ください。

### ○保険外負担に関する事項について

当診療所では、証明書・診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

・文書の発行等に関する費用（消費税込み）

|             |        |           |        |           |         |
|-------------|--------|-----------|--------|-----------|---------|
| 一般診断書       | 3,300円 | 自賠責診断書    | 7,700円 | 年金診断書     | 10,450円 |
| 通院証明書（任意様式） | 2,200円 | 死亡診断書（初回） | 6,600円 | 臨床調査個人票   | 6,600円  |
| 診療費支払証明書    | 1,100円 | 障害者手帳診断書  | 8,800円 | 保険会社等照会文書 | 11,000円 |

・疾病に関連のない医療行為（健康診断・予防接種等）に関する費用（消費税込み）

|            |         |            |         |            |         |
|------------|---------|------------|---------|------------|---------|
| 一般健診（法定項目） | 10,450円 | 電離検診（単独実施） | 2,000円  | ハチ抗体検査（3種） | 4,950円  |
| 頭部MRI検査    | 14,300円 | 骨粗鬆症検査     | 5,500円  | 日本脳炎ワクチン   | 6,600円  |
| 子宮頸がんワクチン  | 33,000円 | 麻疹・風疹ワクチン  | 11,000円 | おたふくワクチン   | 7,150円  |
| 二種混合ワクチン   | 4,950円  | 肺炎球菌ワクチン   | 11,000円 | 带状疱疹ワクチン   | 23,100円 |

※自治体により助成がある場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問い合わせください。

### ○院内感染防止対策について

当診療所は、第二種協定指定医療機関に指定され、受信歴の有無に関わらず、かぜ症状などがあり感染症などが疑われる場合には、感染対策を講じ通常診療と別のスペースで診療します。また、院内感染対策に関する研修の実施や、マスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきます。

### ○情報通信機器を用いた診療について

当診療所では情報通信機器を用いた初診の場合には、麻薬及び向精神薬を処方いたしません。

### ○訪問診療について

当診療所では、ご家族等の付き添いをもっても定期的な通院が困難な方に対し訪問診療を行っています。

### ○一般名処方について

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いております。そのため、当診療所は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

○電子的診療情報連携体制整備加算3について

当診療所では、以下の体制を整備しています。

1. オンライン請求
2. 診療費明細書の無償発行
3. オンライン資格確認を行う体制
4. オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報などを活用できる体制
5. マイナ保険証の利用率は30%以上
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制

○かかりつけ医機能について

茅沼診療所は、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告しています。

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

|               |   |   |   |  |        |   |
|---------------|---|---|---|--|--------|---|
| 研修の修了者の有無/人数  | 無 | ○ | 有 |  | 有の場合 ⇒ | 名 |
| 総合診療専門医の有無/人数 | 無 | ○ | 有 |  | 有の場合 ⇒ | 名 |

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

|             |   |             |   |           |   |
|-------------|---|-------------|---|-----------|---|
| 該当無し        |   |             |   |           |   |
| 皮膚・形成外科領域   | ○ | 神経・脳血管領域    | ○ | 精神科・神経科領域 | ○ |
| 眼領域         |   | 耳鼻咽喉領域      |   | 呼吸器領域     | ○ |
| 消化器系領域      | ○ | 肝・胆道・膵臓領域   | ○ | 循環器系領域    | ○ |
| 腎・泌尿器系領域    | ○ | 産科領域        |   | 婦人科領域     |   |
| 乳腺領域        | ○ | 内分泌・代謝・栄養領域 | ○ | 血液・免疫系領域  | ○ |
| 筋・骨格系及び外傷領域 | ○ | 小児領域        |   |           |   |

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

|                    |   |              |   |                         |   |             |   |
|--------------------|---|--------------|---|-------------------------|---|-------------|---|
| 該当無し               |   |              |   |                         |   |             |   |
| 貧血                 |   | 糖尿病          | ○ | 脂質異常症                   | ○ | 統合失調症       |   |
| うつ(気分障害、躁うつ病)      |   | 不安、ストレス(神経症) | ○ | 睡眠障害                    | ○ | 認知症         | ○ |
| 頭痛(片頭痛)            | ○ | 脳梗塞          |   | 末梢神経障害                  |   | 結膜炎、角膜炎、涙腺炎 |   |
| 白内障                |   | 緑内障          |   | 近視・遠視・老眼<br>(屈折及び調節の異常) |   | 中耳炎・外耳炎     |   |
| 難聴                 |   | 高血圧          | ○ | 狭心症                     |   | 不整脈         | ○ |
| 心不全                |   | 喘息・COPD      | ○ | かぜ、感冒                   | ○ | アレルギー性鼻炎    | ○ |
| 下痢、胃腸炎             | ○ | 便秘           | ○ | 慢性肝炎(肝硬変、<br>ウイルス性肝炎)   |   | 皮膚の疾患       | ○ |
| 関節症(関節リウマチ、<br>脱臼) |   | 骨粗しょう症       | ○ | 腰痛症                     | ○ | 頸腕症候群       |   |
| 外傷                 | ○ | 骨折           | ○ | 前立腺肥大症                  |   | 慢性腎臓病       |   |
| 更年期障害              |   | 乳房の疾患        |   | 正常妊娠・産じよくの管理            |   | がん          | ○ |
| その他の疾患( )          |   |              |   |                         |   |             |   |

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 ○ 不可